

乳幼児期	学齢期	成人期	高齢期	支援必要な方 (障がい児者・要介護者)
<p>【すべてのライフステージに関連する事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○宮崎県歯科保健推進協議会の設置・開催 第2期宮崎県歯科保健推進計画の目標達成及び8020運動特別事業に係る協議 ○口腔保健支援センター設置 各事業の総合窓口として関係機関と連携調整を図るとともに、県民の健康の保持増進に寄与することを目的とし歯・口腔の健康づくりの推進強化を図る。 歯と口の健康週間（6月4日～10日）、出前講座、FB等県民への情報発信 ○地域歯科保健推進協議会（各保健所主催の協議会の設置、開催） ○地域の課題解決に向けた研修（各保健所主催） ○よい歯のコンクール（県歯科医師会委託） 親子及び8020達成者への県知事表彰 ○いい歯の日キャンペーン 「いい歯の日（11月8日）」を含む期間に、県民に対して歯と口の健康づくりの積極的な普及啓発を図る。 				
<p>妊産婦（胎児期）における歯科保健対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦歯科健診を行う市町村への支援（補助） ・産科医療機関等に従事者への歯科保健指導研修 	<p>歯科疾患実態等調査事業</p> <p>児童、生徒の歯及び口腔の状態を調査</p>	<p>事業所等への定期歯科健診推進事業</p> <p>定期歯科健診を実施する事業所を増加させ、県民が定期歯科健診を受診できる機会を増やすため研修会</p>	<p>在宅歯科医療推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器整備（補助） ・歯科医療従事者及び介護・医療従事者等多職種向け研修会 ・在宅歯科診療の啓発 	<p>障がい児者歯科保健医療専門医育成定着事業</p> <p>宮崎歯科福祉センターの歯科麻酔医等の育成及び定着</p>
<p>歯科疾患予防対策事業 ★資料1-2</p> <p>フッ化物応用を通じたむし歯予防対策の普及啓発・フッ化物洗口マニュアル作成</p>		<p>介護施設・障がい児者施設等口腔ケア等指導研修施設</p> <p>小林市、都城市の通所施設においてモデル事業を実施★資料1-3</p>		
<p>フッ化物洗口技術支援事業</p> <p>市町村、学校等へ歯科医師、歯科衛生士を派遣</p>		<p>障がい児者歯科保健医療推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力歯科医師・歯科衛生士養成事業 ・障がい児者の歯科保健対策の推進 		
<p>指導者向け事業</p> <p>歯科保健指導者を対象とする研修会の開催</p>		<p>地域拠点歯科診療所施設等整備事業</p> <p>宮崎歯科福祉センター移設に伴う設備整備（一部補助）</p>		
		<p>歯科専門職種の資質向上事業</p> <p>歯科医師、歯科衛生士等の歯科専門職種を対象とした研修会</p>		
		<p>がん治療における医科歯科連携推進事業</p> <p>県内4力所（宮崎、都城、日南、延岡）に窓口を設置、研修会、連携会議の開催</p>		

フッ化物洗口マニュアルについて

1 目的

市町村支援の一環として、県内におけるフッ化物を応用したむし歯予防を推進するため「フッ化物洗口マニュアル」を作成する。

2 フッ化物洗口マニュアル作成検討会の開催

委員 宮崎県歯科医師会、宮崎県歯科衛生士会、宮崎市、宮崎県教育委員会、
宮崎県薬剤師会（第2回検討会より就任）

開催日

第1回 平成31年3月22日（金）

第2回 令和元年11月12日（火）

3 内容

裏面目次参照

4 今後の予定

令和2年1月上旬 検討会委員との内容確認、再校正

令和2年1月下旬 マニュアル印刷

令和2年2月以降 市町村、市町村教育委員会等に配布

目次

1	フッ化物応用によるむし歯予防について	4
(1)	むし歯予防の意義	4
(2)	むし歯予防の3つの方法	5
(3)	フッ化物とは	6
(4)	フッ化物によるむし歯予防の働き	6
(5)	フッ化物応用	7
(6)	フッ化物洗口のむし歯予防効果	8
(7)	フッ化物洗口の安全性	8
2	フッ化物洗口の実施について	10
(1)	フッ化物洗口をはじめる前に	10
(2)	フッ化物洗口剤等の種類	11
(3)	フッ化物洗口剤の購入及び管理	12
(4)	フッ化物洗口の実施方法	13
(5)	特別な配慮が必要な幼児、児童、生徒に対するフッ化物洗口実施の留意点…	18
(6)	フッ化物洗口液の誤飲したときの対応	19
	参考様式	20
	フッ化物洗口Q&A	25
	フッ化物洗口ガイドラインについて	29
	参考資料	32

要介護者等における 口腔ケア等指導研修事業 (市町村モデル事業)

※令和元年度より実施

1

事業の概要

- (1) 目的
要支援者等の誤嚥性肺炎の予防や口腔機能の維持、増進を図る。
- (2) 事業内容
 - ・要支援者等に対するアセスメント
 - ・要支援者等に対する口腔ケア
 - ・職員に対する口腔ケア等の実技指導
- (3) 事業主体 宮崎県健康増進課
- (4) 実施主体 宮崎県歯科医師会（委託）
- (5) 実施事業所 通所介護施設 2施設（都城市12名、小林市14名）
- (6) 対象者 施設利用者のうち、参加の了解が得られた者
- (7) 実施期間 令和元年9～12月 ※令和2年3月までに評価予定

事業所は
市介護担当課に
より選定

2

事業の流れ

市の介護・
保健担当者が
適宜参加

①説明会実施

対象者への事業説明、歯科健康講話、口腔機能自己チェック(アンケート調査)

②事前アセスメント実施

歯科医師による口腔状態・機能のチェック

③プログラム実施 全6回(2週間に1回、3か月)

歯科衛生士による口腔ケア指導

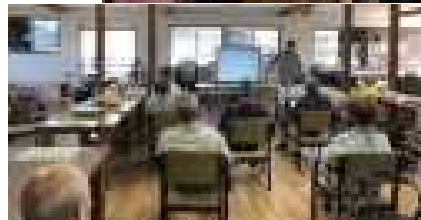
④事後アセスメント実施(3か月後)

歯科医師による口腔状態・機能のチェック、口腔機能自己チェック(アンケート調査)

3

①説明会実施

- ・県による事業概要の説明
- ・歯科医師による健康講話
- ・口腔機能自己チェック



<事前に実施したこと>

- ・施設職員から利用者へ事業説明、同意書の記入
- ・職員に対する意識アンケート調査(個別)の記入

4

調査票様式(参考)

項目	評価	観察	測定	結果
1. 歯の清掃状態(歯垢の有無)	○	○	○	○
2. 舌の清掃状態(舌苔の有無)	○	○	○	○
3. 口腔内の湿度	○	○	○	○
4. 嚥下時の嚥下力	○	○	○	○
5. 嚥下時の嚥下回数	○	○	○	○
6. 嚥下時の嚥下時間	○	○	○	○
7. 嚥下時の嚥下回数(5秒間)	○	○	○	○
8. 嚥下時の嚥下回数(5秒間)	○	○	○	○

※国の口腔機能向上マニュアルをもとに、内容を一部簡略化して作成

5

②事前アセスメント実施

- ・歯や義歯のよごれ
- ・舌のよごれ
- ・RSST
(30秒間の喉頭挙上の回数)
- ・オーラルディアドコキネシス
(5秒間で発音した回数、「パ・タ・カ」)
- ・特記事項、問題点



6

③プログラム実施(全6回、2週間に1回)

○口腔清掃指導

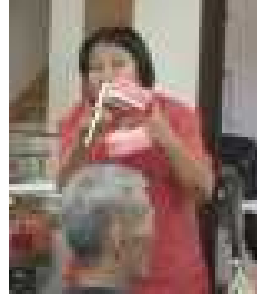
歯磨き、義歯磨き、舌磨き、他

○口腔機能訓練

口腔体操、唾液腺マッサージ、咀嚼機能訓練

嚥下機能訓練、発音・発声・呼吸の訓練

食事姿勢・食環境の指導、他



○口腔機能向上に関する情報提供



7

④事後アセスメント実施

- ・歯や義歯のよごれ
- ・舌のよごれ
- ・RSST
- ・オーラルディアドコキネシス
- ・総合評価



事前アセスメント
と比較して評価

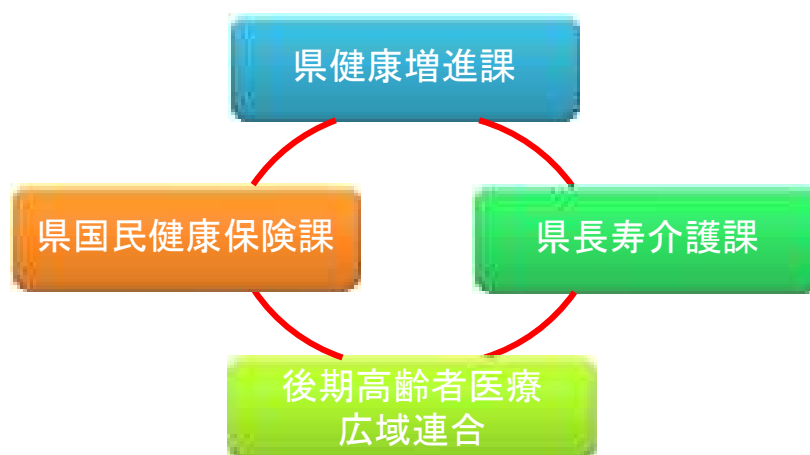
専門職が短期集中的に関わることで
口腔機能が向上することを期待している

8

参 考

9

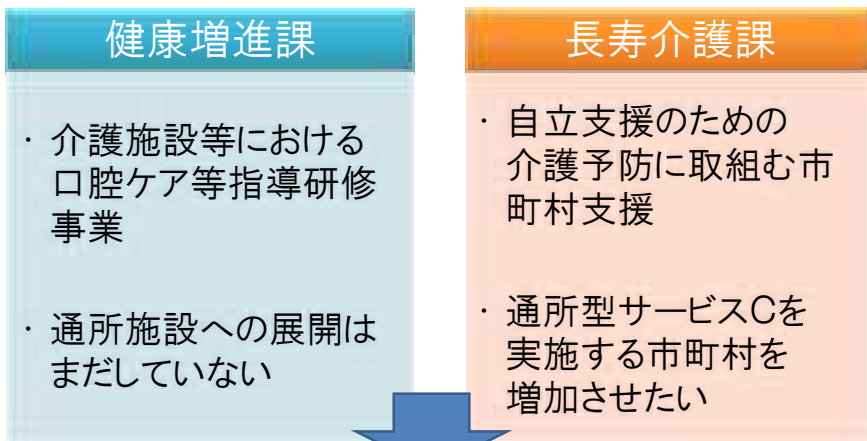
高齢世代の健康づくり・介護予防の一体的な推進プロジェクトチーム(PT)



平成30年12月から始動、会議を開催し協議を実施

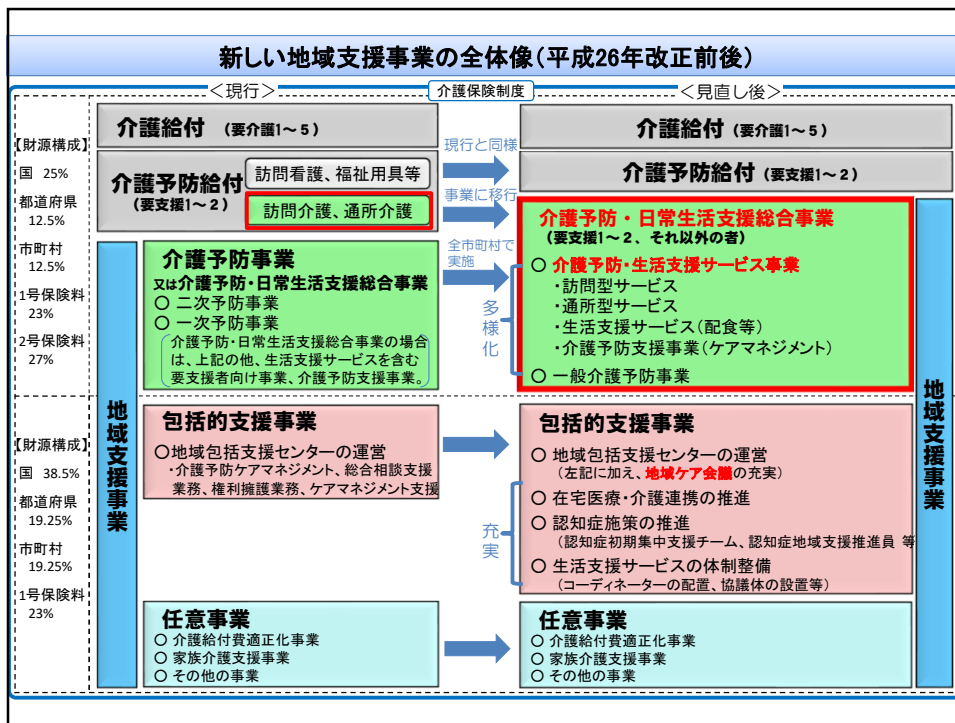
10

モデル事業開始までの背景

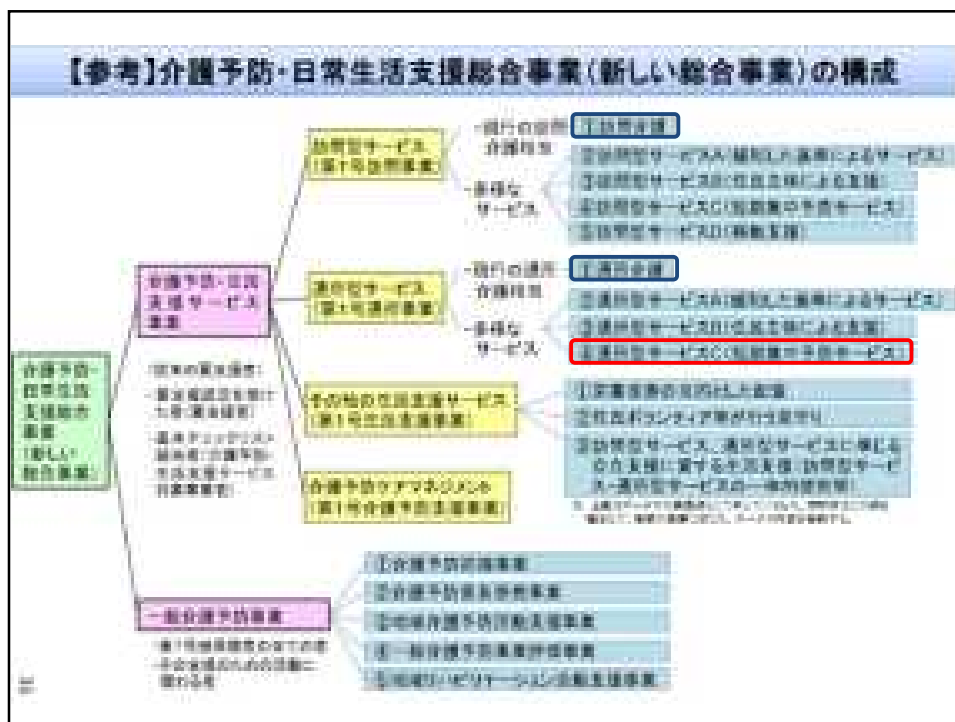


通所施設を対象に、利用者の口腔機能向上を目的とした「モデル事業」の実施へ

11



12



13

②通所型サービス (100-) 通所型サービスは、地域の課題に応じ、サービスの提供を行う。

○ 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。

○ 多様なサービスについては、現行の通所介護に相当するサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により応用集中で行うサービスを含む。

事業	現行の通所介護事業	多様なサービス
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (認知機能低下によるサービス) ③ 通所型サービスB (住民主体による支援)
サービス内容	通所介護としての機能のサービス 生活支援の向上のための機能の提供	認知機能低下によるサービス 住民主体による支援 保健・医療の専門職による応用集中で行うサービス
計画策定	① 通所型サービスAを利用するにあたり、サービスの内容等の検討が必要となる	② 通所型サービスBを利用するにあたり、住民主体による支援(認知機能低下によるサービス)の活用を図る
実施主体	事業者指定	事業者指定・住民
運営	社会福祉の理念に基づき	住民主体による運営 個人等による運営 法人等による運営
サービス提供形態	通所介護事業所の併設等	在宅介護支援センター等 ボランティア等

③その他の生活支援サービス (100-)

○ その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民がボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一時的提供等)からなる。

14